

千労発基0111第1号
令和5年1月11日

各 位

千葉労働局長



要件緩和拡充された業務改善助成金(通常コース)の
周知・活用について(協力依頼)

時下、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

労働行政の推進につきまして、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、中小企業・小規模事業者が継続的に最低賃金の引上げを行いやすい環境整備に向けた支援を行うことを目的として、業務改善助成金(通常コース)を設けております。同助成金は、中小企業が事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、かつ生産性向上のための設備投資等(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練)を行った場合に、その設備投資などにかかった費用の一部を助成するものです。

令和4年4月1日に本年度の制度が開始された後、9月1日及び12月12日の2回の改正により、原材料費の高騰などにより利益率低下した事業者、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が減少している事業者に対する助成対象経費の拡大、助成上限額の最大2倍に引上げなどの制度拡充がなされました。

より活用の幅が広がった本助成金につきまして、傘下・加盟の企業等へ是非とも御周知いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

御不明な点やリーフレットの追加送付希望などがございましたら、裏面のお問い合わせ先までお気軽にお電話ください。

※ 千葉県最低賃金リーフレットも参考として同封させていただきました。

(お問い合わせ先)

本件広報について(リーフレット等の追加送付はこちらです)

千葉労働局労働基準部賃金室

電話:043-221-2328

(担当)坂本、植村

本助成金の詳細について

厚生労働省ホームページ

(資料、各種様式等のダウンロードができます)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya>

[/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03.html)

業務改善助成金コールセンター(全国)

フリーダイヤル:0120-366-440

千葉労働局雇用環境・均等室(本助成金の申請先)

電話:043-306-1860

(担当)竹中、沖崎

業務改善助成金（通常コース）のご案内

「助成上限額」と「助成対象経費」などを拡充しました

※申請期限：令和5年3月31日
(事業完了期限：令和5年3月31日)

業務改善助成金（通常コース）とは

事業内最低賃金の
引き上げ



設備投資等
機械設備導入、コンサルティング、
人材育成・教育訓練など



業務改善助成金
を支給

中小企業・小規模事業者等が事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、設備投資等を行った場合に、その投資費用の一部を助成する制度です。

この制度は令和4年12月から改定され、より活用の幅が広がりました。

改定のポイント

1. 助成上限額の引き上げ	事業場規模30人未満の事業者について、助成上限額を引き上げ	A
2. 助成対象経費の拡大	特例事業者の助成対象経費を拡充	B
3. 対象事業場の拡大	助成対象を事業場規模100人以下とする要件を廃止	
4. 申請期限の延長	申請期限を令和5年3月31日まで延長	

助成上限額・助成率

助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者 A
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

※ 10人以上の上限度区分は、＜特例事業者＞（裏面参照）が対象です。

助成率

870円未満	9/10
870円以上 920円未満	4/5 (9/10)
920円以上	3/4 (4/5)

- ・（）内は生産性要件を満たした事業場の場合
- ・「生産性」とは、企業の決算書類から算出した労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

助成金支給の流れ

交付申請書・事業実施計画などを
事業場所在地を管轄する都道府県労働局に提出

審査・交付決定

交付決定後、提出した計画に沿って
事業を実施

労働局に事業実施結果を報告

審査

支給

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です

対象となる事業者

一般事業者: 次のどちらにも該当する事業場

- ① 日本国内に事業場を設置している中小企業事業者
- ② 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内

特例事業者: 一般事業者のうち、次の①、②、③のいずれかに該当する事業場
また、②または③に該当すると助成対象経費が拡大します。

- ① 事業場内最低賃金920円未満の事業場
- ② 売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
- ③ 原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が3%ポイント以上低下している事業者

助成対象経費の例

設備投資	・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
コンサルティング	専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上
その他	店舗改装による配膳時間の短縮

一部の
特例事業者は
助成対象経費が
拡大されます！

助成対象経費が拡大！

特例事業者のうち、②または③の要件に該当する場合は、下記の経費も助成対象となります。

生産性向上に資する設備投資

- ・ 定員7人以上又は車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車等
- ・ パソコン、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入

さらに、上記の助成対象経費に加え、「関連する経費」も新たに助成対象となりました。B

関連する経費

広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など

※「関連する経費」への助成は生産性向上等に資する設備投資等の額を上回らない範囲に限られます。



<生産性向上に資する設備投資>

デリバリーサービスを行っている飲食店が、機動的に配送できるようデリバリー用3輪バイクを導入

<関連する経費>

デリバリーサービスを幅広く周知するための広告宣伝を実施

関連する経費とは

生産性向上に資する設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画で計上された経費を指します。



注意事項・お問い合わせ

注意事項

- ・ 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- ・ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ・ 事業完了の期限は、令和5(2023)年3月31日です。
- ・ 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

業務改善助成金コールセンター

電話番号：0120-366-440 (受付時間 平日 8:30~17:15)

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。



(参考) 働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫
店舗検索



業務改善助成金 検索

千葉県の最低賃金



最低賃金制度のマスコット チェックマン

◆千葉県最低賃金

令和4年10月1日から

時間額 **984** 円

- 千葉県内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者に適用されます。
- ただし、特定最低賃金が設定されている産業の労働者及びその使用者には、該当する特定最低賃金と千葉県最低賃金のいずれか高い方が適用されます。

◆特定最低賃金

鉄 鋼 業	時間額 1,054 円	令和4年 12月25日から	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 (電球・電気照明器具製造業、電気計測器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)	時間額 1,013 円	令和4年 12月25日から	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1) から (3) は上記に同じ (4) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 主として手作業による又は手工具若しくは小型電動工具、操作が容易な小型機械を使用して行う部品の組立て又は加工業務のうち、組線、巻線、端末処理、はんだ付け、取付け、穴あけ、みがき、刻印打ち、かしめ、バリ取り、材料の送給、選別の業務 ロ 塗油、検品の業務 ハ 手作業による袋詰め、包装の業務 ニ 軽易な運搬、部品等の整理、梱包等の雑役業務

上記のほか次の5業種の特定最低賃金においては、令和4年度は改正がありませんでした。このため、令和4年10月1日からは、千葉県最低賃金(984円)が適用されます。

- ①「調味料製造業」 ②「はん用機械器具、生産用機械器具製造業」 ③「計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業」 ④「各種商品小売業」 ⑤「自動車(新車)小売業」

最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

- ① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
- ⑥ 精皆勤手当、通勤手当および家族手当

あなたの賃金は大丈夫?



最低賃金特設サイト



業務改善助成金



本表のダウンロード

事業場内の最低賃金を引き上げる
ときに使えるよ



管理システムや機械、車の導入などに..
気軽にお問い合わせね。

中小企業事業者の皆さん

業務改善
助成金

最大
600万円を
助成

【お問い合わせ】

最低賃金:千葉労働局賃金室 ☎043-221-2328 または最寄りの労働基準監督署へ
業務改善助成金:千葉労働局雇用環境・均等室 ☎043-306-1860 へ